



再犯防止施策の動向について



四国矯正管区更生支援企画課

四国矯正管区と四国4県の矯正施設(刑務所・少年院・少年鑑別所など)



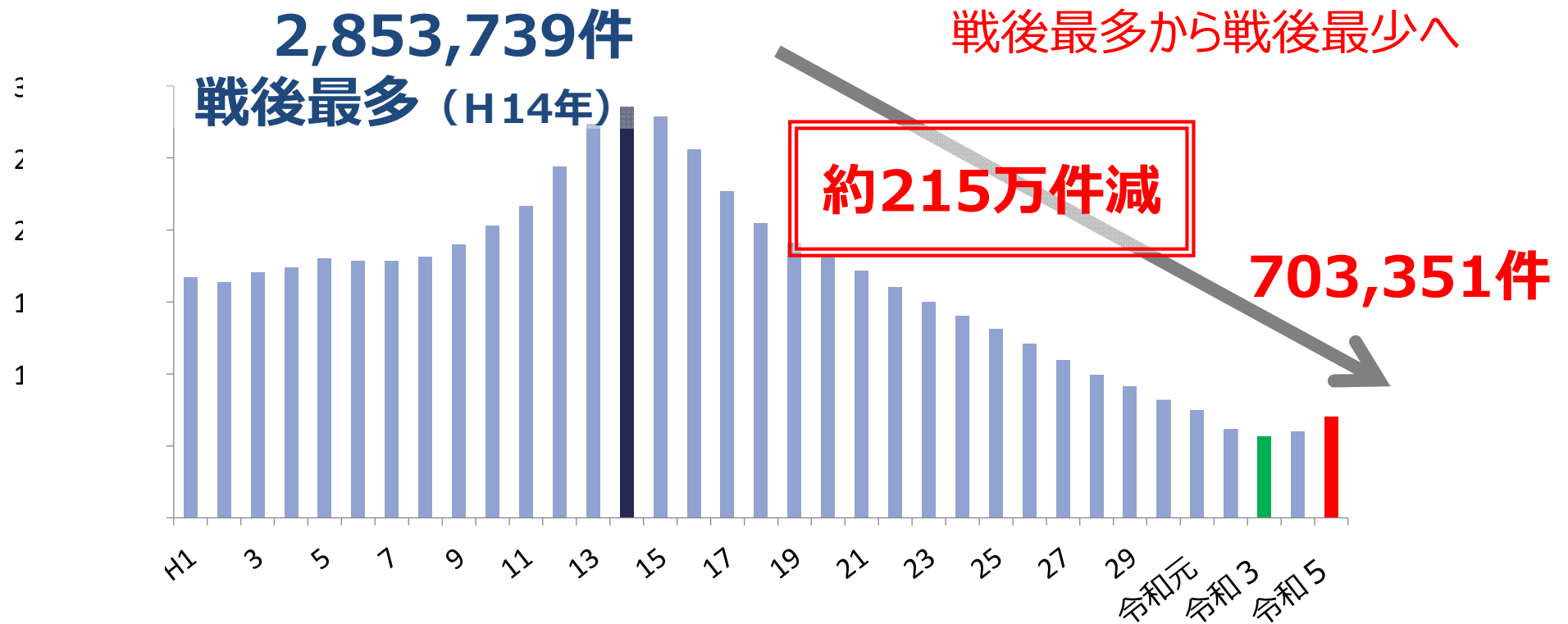
四国矯正管区は、刑務所や少年院などの適切な運営管理を図るために、全国8か所に設置された法務省の機関のひとつです。

四国4県には、刑務所(本所)が4施設あるほか、刑務支所1施設、拘置支所5施設、泊り込み作業場(大井造船作業場)1施設があります。

また、少年院2施設、少年鑑別所4施設があり、当管区は、これら合わせて管内合計17施設を管轄し、施設の運営全般にわたって指導監督することを主な業務としています。

なぜ「再犯防止」が必要なのか

A: 刑法犯の認知件数は、長期視点で見れば、減少傾向にある。



出典：刑法犯 認知件数（令和6年版犯罪白書）

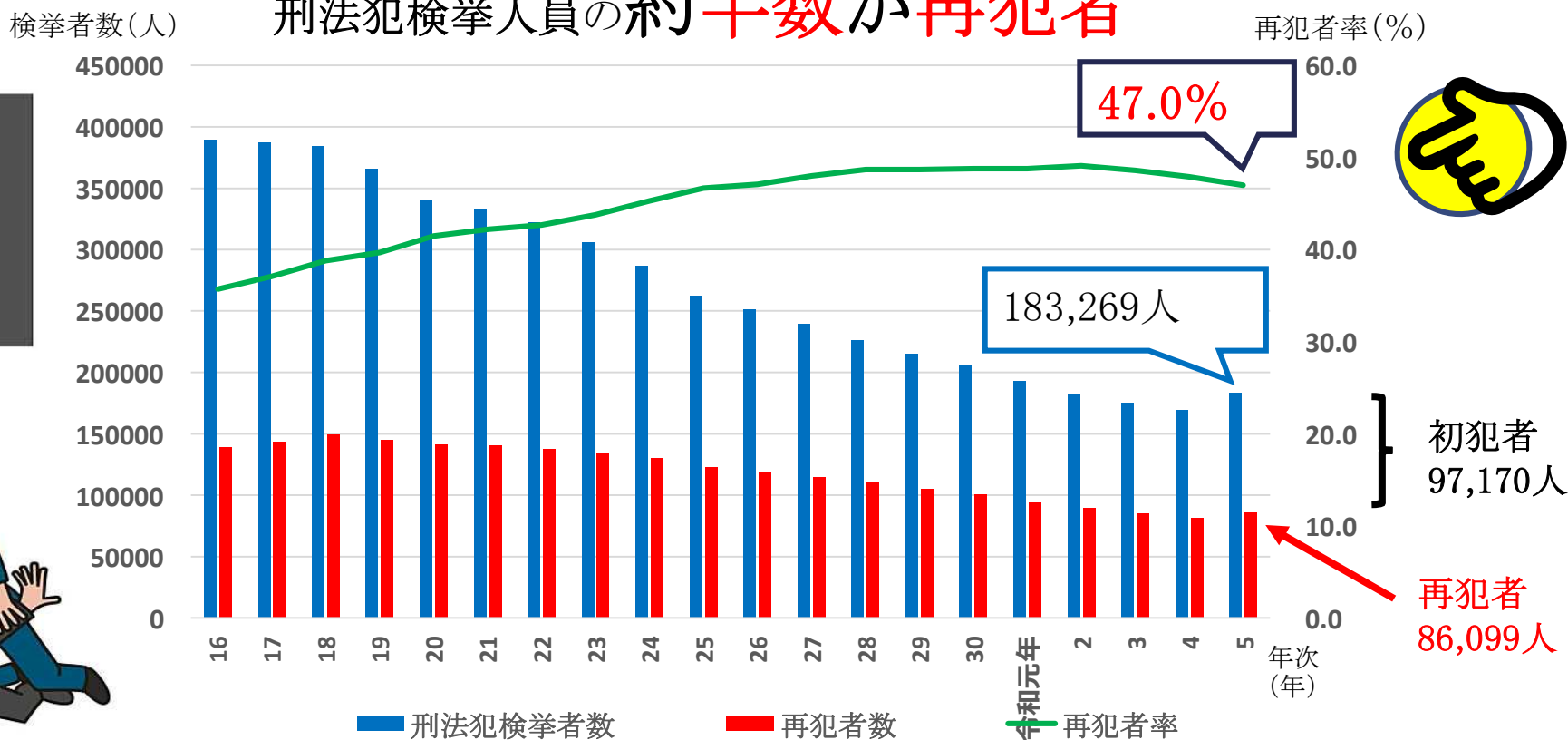
「犯罪(再犯)」の状況

(令和6年版犯罪白書)

★再犯の現状

刑法犯検挙人員に占める再犯者率

刑法犯検挙人員の約半数が再犯者



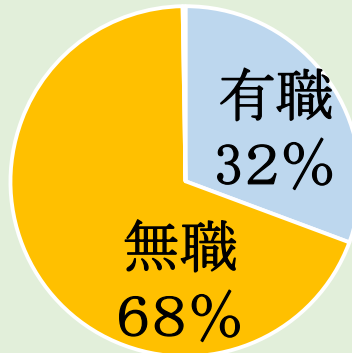
▶ 犯罪を減らすためには再犯者に対して特に対策が必要

➡ 国・地方公共団体・民間団体等が連携して取り組む体制の整備

再犯防止の課題～「生きづらさ」という問題

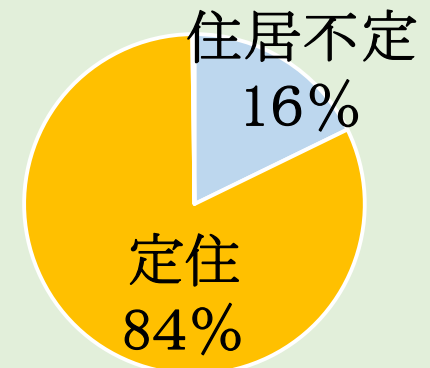
犯罪や非行をした人の中には、様々な「**生きづらさ**」を抱えている人がおり、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうことがあります。

仕事がない
約7割が犯罪時無職



新受刑者の犯罪時就労状況

住居がない
約2割が犯罪時住居不定

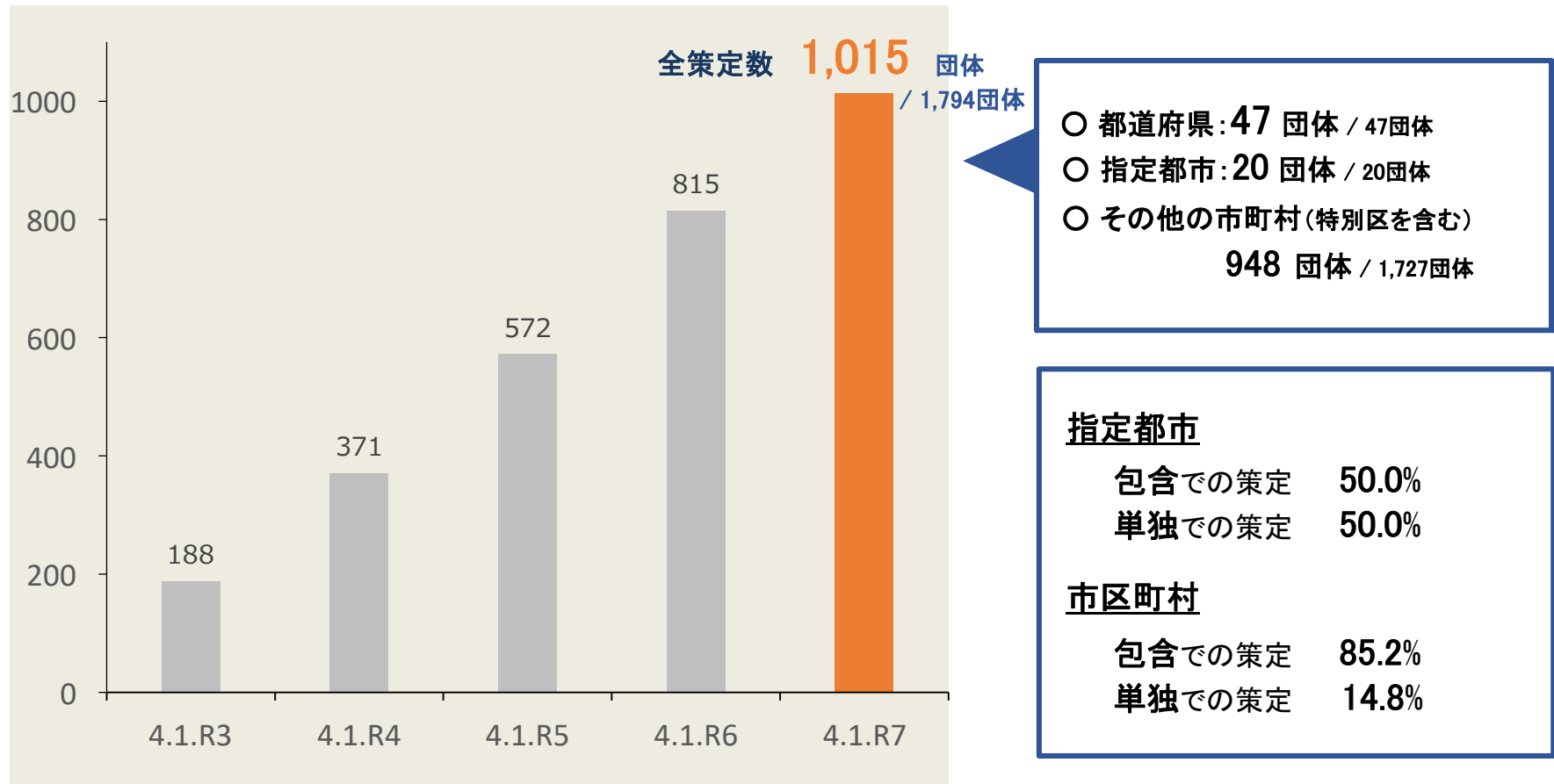


新受刑者の犯罪時居住状況

地方再犯防止推進計画の策定状況(R7.4.1現在 確定値)

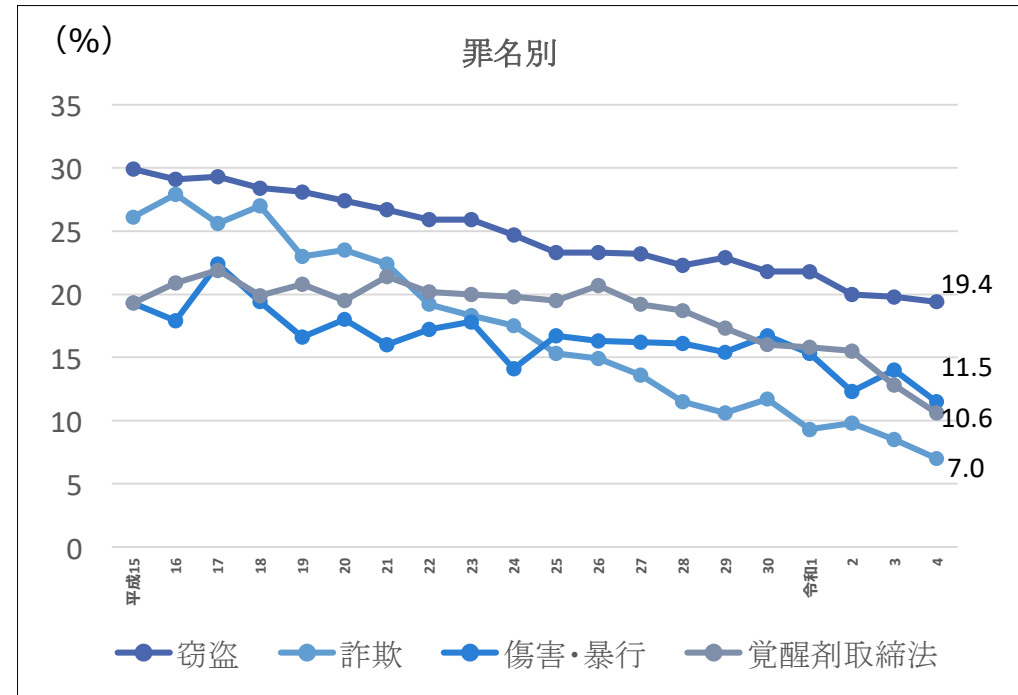
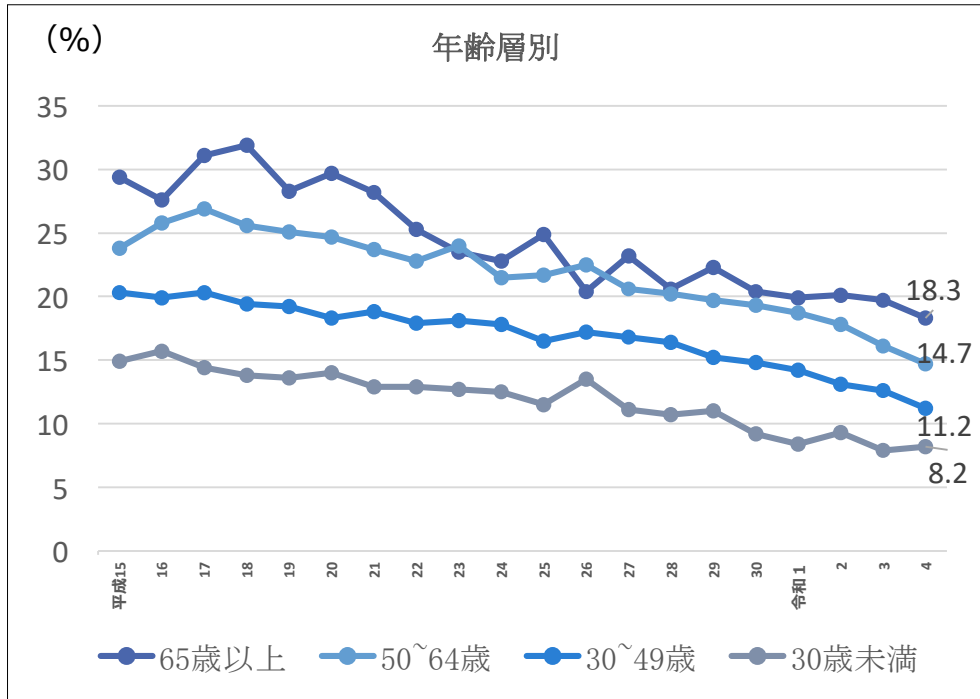
第8条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。



【参考】出所受刑者の2年以内再入率の推移

(令和6年版犯罪白書)



▶ 過去20年間を見ると・・・

- ① 高齢者層の2年以内再入率がほぼ他の年齢層より高い
- ② 窃盗の2年以内再入が一貫して他の罪名より高い

高齢受刑者が出所後に安定した生活を送るためには、地域・関係機関の支援が必要です。

矯正施設における農福連携の推進

農福連携等推進ビジョン（令和6年6月改定）

犯罪をした者等の社会的に支援が必要な者にも対象を広げ、
また林業、水産業と福祉の連携に広げていくことも重要
犯罪をした者等の就農意欲喚起等に向けた農業実習等を推進
矯正職員等を対象として、農福連携等について学ぶ機会の創出

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）

農福連携に取り組む企業・団体等とも連携し、犯罪をした者等のうち、障害等により一般の企業等への就労が困難な者に対する働き掛けを通じて就農意欲を喚起、農業等への就労を促進

就業に一定の配慮が必要な者の増加

新受刑者の約42%が作業能力に制約
新収容少年の約37%がIQ79以下



農福連携の課題

- 矯正施設
 - ・農福連携をはじめ、福祉的就労に関する理解・ノウハウが不足
 - ・就労・帰住先としてのソーシャル・ファームの認知度の低さ
 - ・農園芸等の職業指導対象者と農福連携対象者のミスマッチ
- 農福団体
 - ・犯罪・非行をした者の受入れに対する不安

～ 犯罪・非行をした者の受入れに向けて ～

- ・ 矯正施設と農福連携団体間のギャップを解消
- ・ 農福連携団体への就労・帰住を見据えた指導



「農福連携」関係団体との連携①

▶ 高知県農業振興部との連携



農福連携技術支援者育成研修に職員を派遣(四国少年院)

農福連携を通じて、罪を犯した者等の社会復帰支援を行いたい。
多くの少年院で教育活動の一環として農園芸作業に取り組んでいる。

◆ 農福連携技術支援者とは？

- ➡ 農業者・障がいのある方などに対して、農福連携の実践手法を助言する専門人材
- ➡ 研修修了者には「農福連携技術支援者」(農林水産省認定)として現場で支援可能

▶ 中国四国農政局との連携

農福連携オンラインセミナー(中国四国農政局・中国矯正管区と共催)

- ➡ 令和7年12月17日(水)にオンライン開催
- ➡ 農福連携事業者・矯正職員等が取組などを発表



「農福連携」 関係団体との連携②

▶ 農福連携事業所との連携

★農福連携意見交換会



徳島刑務所



高松刑務所



松山刑務所



西条刑務支所



高知刑務所

★ソーシャルファーム説明会：四国少年院



・農福連携事業者の協力により、在院者への農業技術指導、職業講話を実施

★就農指導：松山刑務所

- ・就農希望の自立更生促進センターへ帰住予定者に就農指導を実施
- ・近隣自治体等関係機関との勉強会、職場体験（農業）を実施

農福連携の発展に向けた今後の展望（矯正施設として）

▶ 農福連携事業者への矯正施設・受刑者等雇用への理解・協力の拡大

- ➡ 理解ある農福連携事業者の開拓、協力雇用主への登録数増加
- ➡ 矯正施設での意見交換会、矯正展への賛助団体として出店

▶ 農福連携事業者・矯正施設の双方にメリットがある取組

- ➡ 農福連携イベントへ矯正施設が参加（刑務作業製品の即売会など）
- ➡ 農福連携事業者からの生産品等の購入
 - ※四国内の矯正施設が農福連携事業者である福祉団体から花苗を購入
- ➡ 矯正施設の一方向的な依頼だけではなく、農福連携事業者にもメリット



（実際に購入した花苗）

▶ 受刑者等を実際に農業への就労に結び付けるために

- ➡ 受刑者等の農業適性の情報管理（コレワーク（矯正就労支援情報センター室）の活用）
- ➡ 農業事業者への受刑者等専用求人利用促進のお願い
- ➡ 民間事業者等が提唱する就労定着による地域生活の安定（地域創生等への協力）

居住支援

居住支援とは・・・

住まいの確保に困難を抱える人々（**住宅確保要配慮者**）に対して住宅を提供することで、居住の安定等を図ることを目的として実施

住宅確保要配慮者

法律※¹で定める者

- ① 低額所得者
（月収15.8万円（収入区分25%）以下）
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ **住宅の確保に特に配慮を要するものとして
国土交通省令※²で定める者**

国土交通省令で定める者

- ① 外国人等
（外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、**刑務所出所者等**、生活困窮者など）
- ② 東日本大震災等の大規模災害の被害者
（発災後3年以上経過）
- ③ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

※¹ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）

※² 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則
（平成二十九年国土交通省令第六十三号）

【国土交通省資料参照】

支援の枠組み作りのためには**関係省庁間の横断的な連携**が不可欠

居住支援^{【継続】} 居住支援法人等との意見交換会

R 5 年度から

居住支援法人等との意見交換会を開催

居住支援法人等の関係者を対象とした近隣刑事施設の見学、意見交換会を実施

【目的】 施設見学等によって刑務所のイメージの改善に繋げる
刑事施設内に支援を要する対象者がいることを知ってもらう
居住支援法人、地方自治体の住宅関係部署等との関係作り

【昨年度の実施状況】

実施日	場所	出席者
R7.11.5	松山刑務所	愛媛県内居住支援法人、愛媛県、松山市、東温市、徳島県東みよし町社会福祉協議会、高知県立大学、四国地方整備局、四国厚生支局、松山保護観察所、松山刑務所等



四国ブロック再犯防止シンポジウム

令和7年12月16日(火)13:00~16:00、「社会へつなげる福祉の力」をテーマに、レクザムホール(香川県県民ホール)でシンポジウムを開催しました。

法務4機関(高松高等検察庁、四国地方更生保護委員会、高松法務局、四国矯正管区)による共催です。



(令和7年度四国ブロック再犯防止シンポジウムの様子)

6名のパネリストによるパネルディスカッションが行われ、犯罪をした人が様々な問題を抱えながらも孤立することなく再び自立して、そして社会の一員として生活を送るために、関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、どのような支援を実施できるのかについて事例を用いて、議論を行いました。

社会へつなげる福祉の力

SHIKOKU
STOP RECIDIVISM
SYMPOSIUM
2025

参加無料・事前申し込み要

令和7年度 四国ブロック
再犯防止シンポジウム

12月16日(火)
13:00~16:00(開場12:00)

【会場】
レクザムホール小ホール
(香川県県民ホール)

【共催】 高松高等検察庁、高松法務局、四国矯正管区、四国地方更生保護委員会

拘禁刑創設の趣旨

令和 7 年 4 月 1 日
法 務 省 矯 正 局

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和 7 年 6 月 1 日施行）

⇒ 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年 6 月 1 3 日成立）により、明治 4 0 年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前（令和 7 年 5 月 3 1 日まで）	改正後（令和 7 年 6 月 1 日から）
○刑法 （懲役） 第 1 2 条 （略） 2 懲役は、刑事施設に拘置して<u>所定の作業を行わせる</u>。 （禁錮） 第 1 3 条 （略） 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。	○刑法 （拘禁刑） 第 1 2 条 （略） 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、<u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる</u>。 第 1 3 条 削除

懲 役

作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならない。

【課題】

改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合あり。

禁 錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

【課題】

改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

拘 禁 刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

point

☑ 受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。

☑ 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

☑ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。